身体障害者障害程度等級表

級別		一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が〇．〇一以下のもの	1　視力の良い方の眼の視力が〇．〇一以上、〇．〇三以下のもの 2　視力の良い方の眼の視力が〇．〇四かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3　周辺視野角度（I／4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度（I／2視標による。以下同じ。）が二〇度以下のもの 4　両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの	1　視力の良い方の眼の視力が〇．〇四以上、〇．一以下のもの（二級の2に該当するものを除く。） 2　視力の良い方の眼の視力が〇．〇八かつ他方の眼の視力が〇．一以下のもの（二級の2に該当するものを除く。） 3　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ八〇度以下かつ両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4　両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	1　視力の良い方の眼の視力（〇．〇六以上、〇．一以下のもの（三級の2に該当するものを除く。） 2　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ八〇度以下のもの 3　両眼開放視認点数が七〇点以下のもの	1　視力の良い方の眼の視力が〇．二かつ他方の眼の視力が〇．〇二以下のもの 2　両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの 3　両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4　両眼開放視認点数が七〇点を超えかつ一〇〇点以下のもの 5　両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	1　視力の良い方の眼の視力が〇．二かつ他方の眼の視力が〇．二以下のもの 2　両眼開放視認点数が七〇点以下のもの 3　両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4　両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が〇．三以上〇．六以下かつ他方の眼の視力が〇．〇二以下のもの 4　両眼開放視認点数が七〇点を超えかつ一〇〇点以下のもの 5　両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ一〇〇デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1　両耳の聴力レベルが八〇デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2　両耳による普通語の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの		両耳の聴力レベルが七〇デシベル以上のもの（四〇センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2　一側耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他側耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが、三以上六以下のもの
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害		平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害			
肢体不自由	上肢	1　両上肢の機能を全廃したもの 2　両上肢を手関節以上で欠くもの	1　両上肢の機能の著しい障害 2　両上肢のすべての指を欠くもの 3　一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 4　一上肢の機能を全廃したもの	1　両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 2　両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 3　一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4　一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 5　一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 6　おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7　おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8　おや指またはひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を全廃したもの	1　両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 2　両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 3　一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4　一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 5　一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 6　おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 7　一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 8　一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1　両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 2　両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 3　一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4　一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 5　一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 6　おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 7　一上肢の肩関節、肘関節または手関節の著しい障害 8　一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1　両上肢の機能の著しい障害 2　両上肢のすべての指を欠くもの	1　両上肢の機能を全廃したもの 2　両上肢を手関節以上で欠くもの	1　両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 2　両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 3　一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4　一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 5　一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 6　おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 7　一上肢の肩関節、肘関節または手関節の著しい障害 8　一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1　一上肢のおや指の機能の著しい障害 2　ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1　一上肢のおや指の機能の著しい障害 2　一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3　一上肢の手指の機能の軽度の障害 4　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5　一上肢のなか指、くすり指およびこ指を欠くもの 6　一上肢のなか指、くすり指およびこ指の機能を全廃したもの	1　一上肢の機能の軽度の障害 2　一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3　一上肢の手指の機能の軽度の障害 4　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5　一上肢のなか指、くすり指およびこ指を欠くもの 6　一上肢のなか指、くすり指およびこ指の機能を全廃したもの
	下肢	1　両下肢の機能を全廃したもの 2　両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの	1　両下肢の機能の著しい障害 2　両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの	1　両下肢のすべての指を欠くもの 2　一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 3　一下肢機能を全廃したもの	1　両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 2　一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3　一下肢が健側に比して五センチメートル以上または健側の長さの一五分の一以上短いもの	1　一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害 2　一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3　一下肢が健側に比して五センチメートル以上または健側の長さの一五分の一以上短いもの	1　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2　一下肢の足関節の機能の著しい障害	1　両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2　一下肢の機能の軽度の障害 3　一下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 4　一下肢のすべての指の機能の著しい障害 5　一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6　一下肢が健側に比して三センチメートル以上または健側の長さの一〇分の一以上短いもの	1　両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2　一下肢の機能の軽度の障害 3　一下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4　一下肢のすべての指の機能の著しい障害 5　一下肢のすべての指を欠くもの 6　一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 7　一下肢が健側に比して三センチメートル以上または健側の長さの一〇分の一以上短いもの
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1　体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの 2　体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		体幹の機能の著しい障害		
	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活動作に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	心臓の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	心臓の機能障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能障害により家庭内での日常生活活動がやや制限されるもの	心臓の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
	じん臓機能障害	じん臓の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能障害により家庭内での日常生活活動がやや制限されるもの					
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能障害により家庭内での日常生活活動がやや制限されるもの		呼吸器の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能障害により家庭内での日常生活活動がやや制限されるもの		ぼうこうまたは直腸の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
	小腸機能障害	小腸の機能障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能障害により家庭内での日常生活活動がやや制限されるもの		小腸の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がやや制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの			
	肝臓機能障害	肝臓の機能障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能障害により日常生活活動がやや制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの			

〈二つ以上の障害が重複する場合の取扱いについて〉

二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、原則、次により認定します。

1．障害等級の認定方法

2により算定した、重複する障害の合計指数に応じて等級を認定します。

合計指数	認定等級
18　以　上	1　級
11　～　17	2　級
7　～　10	3　級
4　～　6	4　級
2　～　3	5　級
1	6　級

2．合計指数の算定方法

合計指数は、下表の各々の障害に該当する等級の指数を合計したものになります。

障害等級	指　数
1　級	18
2　級	11
3　級	7
4　級	4
5　級	2
6　級	1
7　級	0.5

留意点

同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、１級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。

肢体不自由においては、7級に該当する障害が２以上重複する場合は、６級とする。

異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、上記〈二つ以上の障害が重複する場合の取扱いについて〉により障害等級を決定する。

「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。

「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。

上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。

下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

(注)　(1)　太字実線は、JR 旅客運賃割引者のうち、第１種身体障害者（本人および介護者１名が割引対象）の範囲を示す。第２種身体障害者（原則、本人のみ割引対象）は、それ以外の部分である（ただし、身体障害者手帳が交付されない７級を除く。）。

(2)　航空旅客運賃割引の対象となる者の範囲は、(1)の JR 旅客運賃割引者と同じ（ただし、適用は満 12 歳以上の場合に限られる。）。